

勤労者ニュース No. 63

編集・発行 豊中市市民協働部 暮らし支援課

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 (生活情報センターくらしかん内)

TEL 06-6858-6863 FAX 06-6858-5095 E-Mail kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

豊中市では、雇用や労働に関する動向や、勤労者の福祉に関する情報をさまざまな形で発信しています。この勤労者ニュースでは、雇用労働情報をまとめて事業所の皆さんにお届けしています。

<目次>

- とよなか雇用創造協議会 “eとよ” をご活用ください 1
- パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります 2
- 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります 2
- 育児・介護休業法の改正～産後パパ育休が創設されました 3
- 豊中市緊急雇用支援金をご活用ください 3
- 大阪府の最低賃金が1,023円に改定されました 4



人手不足・人材の定着でお悩みの事業所様へ

とよなか雇用創造協議会“eとよ”の地域雇用活性化推進事業をご活用ください

とよなか雇用創造協議会では、人手不足で困っている事業所様や人材の定着に悩んでいる事業所様向けの事業を実施しています。秋には事業所向けイベントも実施しますので、ぜひご活用ください。

同協議会は、豊中市や豊中商工会議所などで構成し、厚生労働省の地域雇用活性化推進事業を実施しています。地域雇用活性化推進事業は、地域内の魅力ある雇用と求職者をマッチングする事業です。

厚生労働省の委託事業として実施するので、事業所様は無料でご利用いただけます。事業所の皆さま向けとして、10月から11月にかけて以下のセミナーを実施します。いずれのセミナーも、会場・オンラインのどちらでも参加できます。

インターネットを使った採用活動セミナー

開催日：10月25日(火曜)

内容：ホームページやSNSを活用した今どきの採用活動や、自社の魅力の引き出し方やアピール方法を学ぶ

ポイント：自社でいきいきと働く職員の姿を発信して、人材確保につなげたい事業所におススメ

働きがい向上セミナー

開催日：11月8日、15日(火曜)

内容：人手不足の業界を対象に、職員の確保や定着を図るため、働きがいの向上につながる職場づくりを学ぶ

ポイント：職員の定着を図り、人材育成を図っていききたい事業所におススメ

事業継続と後継者確保セミナー

開催日：11月24日(木曜)

内容：新規事業の立ち上げ事例をつうじて、自社の魅力を向上させるとともに、それを担う人材確保について学ぶ

ポイント：新規事業を立ち上げたい事業所、後継者確保に悩む事業所におススメ

●月に1回程度、事業所と求職者をつなぐ面接会を開催しています。

お気軽に、とよなか雇用創造協議会“eとよ”へお問い合わせください。

電話：06-6335-7177

また、各セミナーの詳細や最新情報はeとよのホームページからご覧いただけます



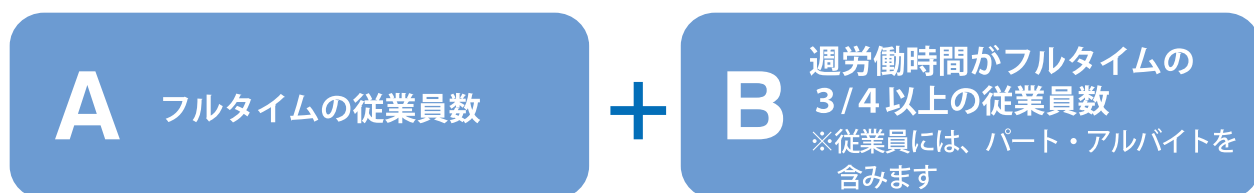
従業員数 500 人以下の事業主のみならず

パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります

令和 4 年（2022 年）10 月 1 日から段階的に一部のパート・アルバイトの方の社会保険の加入が義務化されます。



※従業員数とは以下の A+B の合計



新たな加入対象者は、下記の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

- 週の所定労働時間が 20 時間以上
- 2 か月を超える雇用の見込みがある
- 月額賃金が 8.8 万円以上
- 学生ではない

中小企業のみならず —— 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から

月 60 時間を超える残業は割増賃金率が上がります ～就業規則の変更はお済みですか？～

中小企業の猶予措置が終了し、

令和 5 年（2023 年）4 月 1 日以降、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50% となります。
現行

	1 か月の時間外労働（1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間）	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25 %	50 %
中小企業	25 %	25 %

令和 5 年（2023 年 4 月 1 日）から

	1 か月の時間外労働（1 日 8 時間・1 週 40 時間を超える労働時間）	
	60 時間以下	60 時間超
大企業	25 %	50 %
中小企業	25 %	50 %

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

豊中市の「働き方アドバイザー派遣」（P4 参照）でも相談することができますので、ぜひご利用ください。

○育児・介護休業法の改正○

産後パパ育休（出生時育児休業）令和4年（2022年）10月1日～

現行の育児休業制度では「パパ休暇」として父親が子の出生後8週間以内に育児休業を取得した場合は、子が1歳の誕生日を迎えるまでにさらに1回の育児休業を取得することができます。

今回の改正では、新たに「産後パパ育休（出生時育児休業）」が創設され、令和4年10月からは、子の出生後8週間以内に最大4週間の休業を育児休業とは別に取得できるようになりました。また、産後パパ育休は初めにまとめて申し出ることにより、2回まで分割して取得することも可能となります。

育児休業等を理由とした不利益取り扱いは禁止です

育児休業や産後パパ休暇等の申し出や取得などを理由に、解雇や退職勧奨、労働契約の不利益変更などを行うことは禁止されています。また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。

上記の項目については、就業規則等の見直しが必要です。「働き方アドバイザー派遣」（P4参照）でも相談することができますので、ぜひご利用ください。

育児・介護休業法の改正内容や現行の制度に関するお問い合わせやご相談は、都道府県労働局の相談窓口にご相談ください。

大阪労働局雇用環境・均等部 指導課

TEL：06-6941-8940（8:30～17:15、土日・祝日・年末年始を除く）



●改正について詳しくはコチラ（厚生労働省 HP）

「豊中市緊急雇用支援金」をご活用ください！

新型コロナウイルス感染症等の影響などに伴う失業等により、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターを利用している市民や豊中しごとセンターを利用している市民を新たに採用し、3か月以上継続雇用した場合、その雇用などに要する費用の一部に助成が受けられます。（支給額）



週所定労働時間	雇用期間	その他の主な要件	支給額（1人につき）
週35時間以上	6カ月以上	雇用保険 厚生年金保険 健康保険 } 全てに加入	25万円
週20時間以上	3か月以上	雇用保険に加入	10万円（加算あり）
週10時間以上	3か月以上		5万円（加算あり）

・詳細な支給の条件や対象者、加算の条件、申込み方法などはこちらから
または、添付のちらしでご確認ください。

〈お問い合わせ〉

豊中市 市民協働部 暮らし支援課 豊中しごとセンター企業支援担当（緊急雇用支援金担当）

〒561-0831 豊中市庄内東町2-1-4（豊中市役所庄内駅前庁舎2階）TEL：06-6398-7463



大阪府内の最低賃金が改定されました!

件名	時間額	効力発生日
大阪府最低賃金	1,023円	令和4年(2022年)10月1日

最低賃金は、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

- 最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金が適用されます。ただし、次の方は「特定最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(注)

1. 18歳未満または65歳以上の方
2. 雇入れ後3か月未満の技能習得中の方
3. 清掃または片付けの業務に主として従事する方

(注) 特定最低賃金の適用除外について、業種によっては上記の他にも除外対象があります。詳しくは大阪労働局ホームページ「大阪府の最低賃金のお知らせ」ページをご確認ください。

- 最低賃金に次の賃金は含みません。

1. 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

- 最低賃金法の違反については罰則があります。

- 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けられることができる制度(業務改善助成金制度)があります。また、全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けられることのできるキャリアアップ助成金制度もあります。



【お問い合わせ先】

大阪労働局 労働基準部 賃金課 TEL 06-6949-6502または、
最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

働き方改革、労働環境の整備、助成金など・・・

「豊中市働き方アドバイザー」に相談できます!

「働き方アドバイザー派遣制度」とは

社会保険労務士などの専門家が事業所を訪問し、労働や労務に関するご相談を受けることができます。無料で最大5回までご利用いただけます。助成金に詳しい専門家もいますので、ぜひご利用ください。

◆問い合わせ先◆

豊中市 市民協働部 暮らし支援課
〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1 生活情報センターくらしかん
TEL: 06-6858-6863 E-mail: kurashi@city.toyonaka.osaka.jp

申込方法など
詳しくは
こちらから!

